

## 検討事項

### 第6回県議会議員の選挙区等検討委員会

#### 1 市町村の任意合区について

##### (1) 阿蘇郡市の任意合区について

###### 【事務局説明】

お手元の資料1及び資料2をご覧ください。

1の「現行」ですが、資料2の図の右上のとおり、真ん中に阿蘇市を挟んで阿蘇郡選挙区があります。阿蘇市選挙区、阿蘇郡選挙区それぞれ定数1人です。これは、先日要望等をいただいた阿蘇市、南小国町、小国町及び産山村からの第2要望です。

2の「郡市が合区した場合」ですが、これは、阿蘇郡市を合区して一つの選挙区とし、定数2人とするものです。これは、阿蘇市、南小国町、小国町及び産山村からの第1要望です。

3の「南部3町村で合区した場合」ですが、阿蘇市と北部3町村、すなわち阿蘇市、南小国町、小国町、産山村の4市町村を一つの選挙区として定数1人とし、高森町、南阿蘇村、西原村の南部3町村を一つの選挙区として定数1人とするものです。これは、高森町、南阿蘇村及び西原村からの要望です。

###### 【委員の主な意見】

###### ① 自民党：

阿蘇郡市の任意合区に関しては、阿蘇市、南小国町、小国町及び産山村の北部4市町村と高森町、南阿蘇村、西原村の南部3町村の双方から要望が提出され、阿蘇郡市で一致していない。阿蘇郡が飛び地になっているという問題もあるが、双方の意見集約ができていないため現状維持としたい。

###### ② 無所属改革クラブ：

地元の意見が分かれている地域に関しては、少し時間をかけて地元の方々、有権者の意見を聞く機会が必要である。人口と定数の問題も含め、どういう区割りにするかについては、第三者的な機関を入れて検討すべきである。

熊本市の場合は、政令市への移行に伴い必ず検討しなければならない部分があったのでかなり急いだところがあったが、阿蘇郡市に関しては、それぞれの地域で2つの異なる意見が出ているので、もう少し時間をかけて検討すべきである。

新聞報道等では、有権者の意見をどういう形で言えばいいのかというような批判や意見もあるので、有権者の意見も聞きながら、次々回（平成31年）の一般選挙に向け県全体の選挙区を今後検討する場を作つて行くべきである。

③ 日本共産党：

県議会議員の選挙区のあり方については、半数が無投票という現状にあるので、そういう選挙区は合区をして、1人区、2人区をなくし3人区、4人区にすべきであると、平成24年5月25日に議会改革の提案を行つた。

当時は、公職選挙法上市町村の任意な合区ができなかつたので希望的な要望としたが、今回、法が改正され合区が可能になつたので、今後の課題として充分検討する必要があると思う。

阿蘇郡市の任意合区については、充分協議し、すり合わせをする必要があるので、今回は、現状維持ということにせざるを得ない。

④ 公明党：

県内人口の減少等を考慮すると、今後も現在の選挙区を維持するのは難しい。人口の減少により合区を積極的に考えていかなければならないと思う。

また、前回の検討会で熊本市の選挙区等について論議した後、様々な新聞記事も見たが、その中には、県議会議員が論議をしていないような記事になつていた。決してそういうことはなく、各会派で意見を集約し論議をして、最終的に全会一致を見たのに、充分な論議がされないまま、県議が独自に勝手に決めたように取り上げられているが、これは違うのではないかと思う。この委員会で真剣に論議をしてきたことを、県民に正しく伝えなければならぬと思う。

⑤ 無所属改革クラブ：

今回の検討委員会の検討状況が、県民にきちんと伝わっていないと感じる。県議会のホームページに、どういう発言を誰がしたかということも出ているが、それぞれの各会派の考え方をきちんと集約・整理をして、検討委員会という公開の場で充分議論をして決めたということを、県民にきちんと伝わるようにしなければならないと思う。

【結論】

阿蘇郡市の任意合区については、法律改正から間もないこともあり、地元の市町村から異なつた請願が出ている状況なので、今回は合区せず現行どおりとすることで決定した。

(2) その他

【委員の主な意見】

①各地域の任意合区については、人口動態等に基づいてじっくり検討して行かなければならないことだと思う。ただし、前提として市町村合併がなされた地域では、前々回（平成19年）の一般選挙の時に合区しており、そのような選挙区が半分以上ある。

また、たびたび選挙区を変えるというのは、県民に分りにくいので、戒めるべきであると思う。

②今後の問題としては、合区されたと言っても玉名郡市についても阿蘇と同じようなこと（飛び地）が残っている。また、今回の検討会では、人口は平成22年の国勢調査の数を用いているので、現時点では選挙区の人口が既に逆転しているところもある。次々回の選挙（平成31年）では問題が生じないよう、時間をかけて見直して行くことを確認する必要がある。

## 【結論】

今回は、市町村の任意合区は行わず、「県内各地域の任意合区については、平成31年的一般選挙に向けて見直しを行っていく」との申し送りをすることで決定。

### 2 総定数について

- (1) 熊本市の選挙区の定数について
- (2) 総定数について

#### 【事務局説明】

お手元の資料3をご覧ください。資料3は、仮に総定数を48人とした場合を示しています。

前回の平成23年の選挙時は、熊本市の定数は16人でしたが、今回定数1人の鹿本郡選挙区（旧植木町）が北区に、旧城南町が南区に入りましたので、1人増として定数を17人にする案です。

なお、下益城郡選挙区のうち美里町が宇城市選挙区と合区し、宇城市・下益城郡選挙区になりますが、この定数は2人のままです。

右側の人口比定数をご覧ください。

仮に人口比だけで定数を定めると、熊本市の選挙区については、中央、東、北区の第一選挙区（仮称）は14人、南、西区選挙区の第二選挙区（仮称）は6人の合計が20人になりますが、これに対して公職選挙法第15条第8項但し書の規定、「特別の事情がある時は、地域間の均衡を考慮して定めることができる」を適用し、3人減じて定数を17人とするものです。

なお、仮に総定数を49人とした場合は、中央・東・北区の定数が13人となり、熊本市全体では、定数が18人となります。

資料4は、総定数を48人とした場合の県全体の選挙区の一覧です。

### 【 結 論 】

提示案のとおり、熊本市の各選挙区の定数については、中央、東、北区を12名、西区、南区を5名とする。県議会議員の各定数については、熊本市の定数計を17人とするほか、他の選挙区については現行のままとし、総定数は1人減じて48人ということで決定した。

### 3 その他

#### (1) 熊本市の選挙区の名称について

### 【 結 論 】

熊本市の選挙区名については、北区、中央区、東区を「熊本市第一選挙区」、西区、南区を「熊本市第二選挙区」とすることで決定した。

#### (2) これまでの決定事項について確認

①第3回の検討委員会で、下益城郡選挙区のうち美里町が宇城市選挙区と合区することとなった。また、鹿本郡選挙区（旧植木町）が熊本市北区選挙区に入り、下益城郡選挙区のうち旧城南町が熊本市南区選挙区に入ることが確認された。

②第5回検討委員会で、熊本市中央区、東区、北区の3つの選挙区を合区し、また、西区選挙区と南区選挙区を合区することとなった。

③本日の第6回検討委員会で、熊本市の中央区、東区、北区選挙区を熊本市第一選挙区とし、定数を12人とするとともに、西・南区選挙区の選挙区を熊本市第二選挙区とし、定数を5人とすることとなった。また、総定数については、1人減じて48人とすることとなった。

なお、今回の決定事項は平成27年4月に行われる次回の一般選挙から適用されることとなる。

### 【 結 論 】

決定事項の確認を行い、これに基づき条例案を作成し、次回検討委員会で審議することを決定した。

次回検討委員会は2月28日（金）午後1時から開催予定。